

令和7年第 号

委任契約及び任意後見契約公正証書（サンプル）

本公証人は、委任者・〇〇〇〇（以下「甲」という。）
及び受任者・〇〇〇〇（以下「乙」という。）の囑託
により、令和〇年〇月〇日、次の法律行為に関する陳
述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

【第1・委任契約】

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和7年〇月〇〇日、甲の生活、
療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任
事務」という。）を委任し、乙は、これを受任する
（以下「本委任契約」という。）。

第2条（任意後見契約との関係）

- 1 本委任契約締結後、甲が精神上的障害により事
理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、
乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監
督人の選任の請求をしなければならない。
- 2 本委任契約は、後記・第2の任意後見契約につ
いて、任意後見監督人が選任され、同契約の効力
が生じた時に終了する。

第3条（委任事務の範囲）

- 1 甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（委任契約）」
記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）
を委任し、その事務処理のための代理権を付与す
る。
- 2 乙が、本件委任事務処理の必要上、甲の個別の
委任状を要する場合は、乙は甲に対し、その交付
を求めることができる。

第4条（証書等の引渡し等）

- 1 甲は、乙に対し、本件委任事務を処理するた
めに必要と認める範囲で、適宜の時期に、次の証書
等及びこれらに準ずるもの（以下「証書等」とい
う。）を引き渡す。
 - ① 登記済権利証・登記識別情報通知
 - ② 実印・銀行印
 - ③ 印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人
番号（マイナンバー）カード
 - ④ 預貯金通帳・預貯金証書・信託受益権証書
 - ⑤ 各種キャッシュカード
 - ⑥ 有価証券・その預り証

⑦ 年金証書・その他年金関係書類

⑧ 国民健康保険被保険者証

⑨ 介護保険被保険者証

⑩ 国民健康保険高齢受給者証

⑪ 後期高齢者医療被保険者証

⑫ 不動産に関する契約、介護に関する契約、福祉関係施設入居に関する契約、医療契約その他重要な契約に関する書類等

⑬ その他必要な書類等

2 乙は、甲以外の者が証書等を所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

3 乙は、証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付して証書等を保管し、本件委任事務を処理するために使用することができる。

第5条（費用の負担）

乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、管理している甲の財産からこれを支出することができる。

第6条（報酬）

乙による本件委任事務処理は、無報酬とする。

第7条（報告）

1 乙は、甲に対し、6か月ごとに、本件委任事務処理の状況につき書面で報告する。

2 甲は、乙に対し、いつでも本件委任事務処理の状況について報告を求めることができる。

第8条（契約の変更）

本委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするものとする。

第9条（契約の解除）

甲又は乙は、いつでも本委任契約を解除することができる。ただし、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

第10条（契約の終了）

本委任契約は、第2条第2項の場合のほか、次の場合に終了する。

(1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。

(2) 甲又は乙が後見開始の審判を受けたとき。

(3) 本委任契約が解除されたとき

【第2・任意後見契約】

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和7年〇月〇〇日、任意後見契約に関する法律第4条第1項に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」、すなわち甲の判断能力が不十分な状況になった場合における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を行うことを委任し、乙は、これを受任する（以下「本任意後見契約」という。）。

第2条（契約の発効時期等）

- 1 本任意後見契約は、家庭裁判所において、乙の後見事務を監督する任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 本任意後見契約締結後、甲が精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。
- 3 本任意後見契約の効力発生後における甲と乙と

の間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本任意後見契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況について報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態について説明を受けることなどにより、甲の生活状況や健康状態の把握に努めるものとする。

第5条（証書等の保管等）

- 1 乙は、甲から、本件後見事務を行うために必要な第1・委任契約第4条第1項記載の証書等（以下「証書等」という。）の引渡しを受けたときは、

甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付して証書等を保管し、本件後見事務を処理するために使用することができる。

2 乙は、本任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が証書等を所持しているときは、その者から証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

3 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか、甲宛ての郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、管理している甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

1 乙による本件後見事務処理は、無報酬とする。

2 本件後見事務処理を無報酬とすることが、次の事由により不相当となったときは、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、報酬を定め、また、

定めた報酬を変更することができる。

(1) 甲の生活状況又は健康状態の変化

(2) 経済情勢の変動

(3) その他本件後見事務処理を無報酬とすることを不相当とする特段の事情の発生

3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意により報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。

4 前二項の報酬支払契約又は変更契約は、公正証書によってしなければならない。

第8条（報告）

1 乙は、任意後見監督人に対し、6か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

(1) 乙の管理する甲の財産の管理状況

(2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方

(3) 甲を代理して受け取った金銭及び支払った金

銭の状況

- (4) 甲の生活又は療養看護について行った措置
- (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
- (6) 報酬の定めがある場合の報酬の收受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかに求められた事項について報告する。

第9条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本任意後見契約を解除することができる。
ただし、本任意後見契約の解除は、前記・第1の委任契約の解除とともにしなければならない。
- 2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本任意後見契約を解除することができる。

第10条（契約の終了）

- 1 本任意後見契約は、次の場合に終了する。
 - (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。
 - (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき。

- (3) 乙が任意後見人を解任されたとき。
 - (4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき。
 - (5) 本任意後見契約が解除されたとき。
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。
- 3 第1項第1号、第2号、第5号の各事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

以上